

平成 23 年度税制改正 主要要望結果の概要

※措置内容の詳細については、参考資料を参照。

I 国税**1 「光の道」推進税制（公共アプリケーション利活用促進税制）の創設〔法人税〕**

すべての世帯（100％）で超高速ブロードバンドを利用する「光の道」構想の実現に向け、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の中小企業で電気通信事業を営む者（電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けた者に限る。）が、条件不利地域の公共施設に教育・医療の公共アプリケーション（システム）を導入するために必要となる設備を取得した場合に、取得価額の15％の特別償却ができる措置を創設する。

2 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長〔所得税、法人税〕

適用期限を2年延長する。

3 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長〔所得税、法人税〕

適用期限を3年延長する。

4 地方議会議員年金制度の廃止に伴う税制措置〔所得税、法人税、登録免許税、消費税〕

地方議会議員年金制度の廃止後においても、引き続き、年金・一時金の給付及び地方議会議員共済会に係る税制措置を継続する措置を講じる。

II 地方税**1 地域ICTサービスを提供するために必要な電気通信設備に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長〔固定資産税〕**

すべての世帯（100％）で超高速ブロードバンドを利用する「光の道」構想の実現に向け、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の中小企業で電気通信事業を営む者（電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けた者に限る。）が、

条件不利地域の公共施設に教育・医療の公共アプリケーション（システム）を導入するために必要となる設備を取得した場合に、固定資産税の課税標準を最初の３年間４分の３とする。

２ 地上放送施設デジタル化促進に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長〔固定資産税、不動産取得税〕

次の見直しを行い、固定資産税の課税標準の特例措置を３年延長する。

- ① 平成 23 年度に取得した「新たな難視」及び「デジタル混信」に係る中継局（デジタル送受信装置等）のうち空中線電力が 0.3 ワット超のものについて、課税標準を最初の５年間２分の１（現行４分の３）とする。
- ② 平成 24 年度から平成 25 年度に取得した番組制作設備について、課税標準を最初の５年間５分の４（現行４分の３）とする。
- ③ 対象から在京キー局及び在阪準キー局に係る番組制作設備を除外する。

なお、不動産取得税の課税標準の特例措置は廃止する。

３ 地方議会議員年金制度の廃止に伴う税制措置〔個人住民税、法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税〕

地方議会議員年金制度の廃止後においても、引き続き、年金・一時金の給付及び地方議会議員共済会に係る税制措置を継続する措置を講じる。

〔今後の検討事項〕

郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設

郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、消費税を含む税制の基本的な考え方等に基づき、国会や与党におけるこれまでの議論、「郵政改革の基本方針」（平成 21 年 10 月 20 日閣議決定）等に沿った検討も踏まえつつ、ユニバーサルサービスの担保等のための政策のあり方の観点から、引き続き所要の検討を行う。

「光の道」推進税制（公共アプリケーション利活用促進税制）

「光の道」100%の実現（利用率：30%⇒100%）に向けて、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーション（システム）を公共施設に導入するために必要となる設備を取得した事業者に対し、法人税及び固定資産税の特例措置を適用する。

1 措置内容

①法人税：取得価額の15%の特別償却、②固定資産税：取得後3年度分の固定資産税の課税標準を3/4に圧縮

2 対象者

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の中小企業で電気通信事業を営む者（電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けた者に限る。）

3 対象設備

公共施設に教育・医療の公共アプリケーション（システム）を導入するために必要となる設備

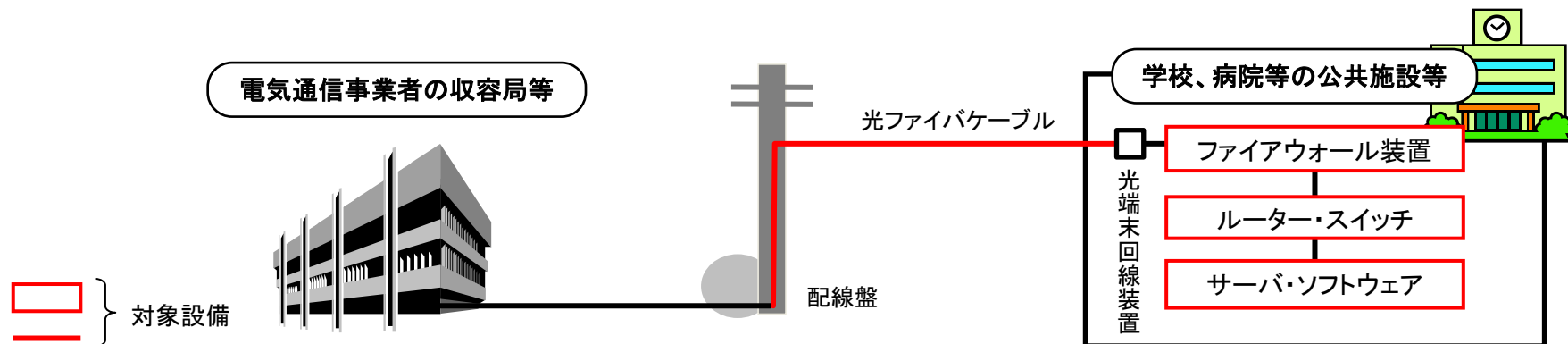
- ①加入者系光ファイバケーブル（配線盤と光端末回線装置との間のものに限る。）、②ファイアウォール装置、③ルーター又はスイッチ、④サーバ、⑤ソフトウェア（サーバと一体的に導入されるものに限り、法人税のみ対象）

4 対象地域

- ①過疎、②半島、③離島、④奄美、⑤小笠原、⑥沖縄（離島に限る。）

5 適用期間

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成25年3月31日まで



地上放送施設デジタル化促進に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

- 平成23年7月24日の地上デジタル放送完全移行（アナログ放送終了）後も、電波の特性の違い等から、デジタル放送が視聴できない地域が残存（「新たな難視」及び「デジタル混信」）。
- 当該地域は、衛星を活用して関東の放送を流すことで暫定的に救済するが、住民が災害情報等の地域に密着した情報を得られないこととなるため、税制優遇措置を通じて放送事業者による中継局の整備や設備のデジタル化をこれまで以上に促進し、可能な限り早期に問題の解消を図ることが必要。

1. 期限延長

適用期限を3年間延長 [H23. 3. 31 → H26. 3. 31] （3年後に廃止）

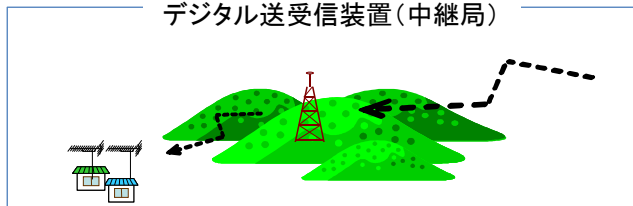
【対 象】

地上テレビジョン放送事業者

2. 課税標準の見直し

		現 行 税 制		改正内容	
				平成23年度	平成24～25年度
固 資 産 定 税	デ・ジ・タル 送 受 信 装 置 等	0.3W超	3／4	3／4（「新たな難視」及び 「デジタル混信」：1／2）	3／4
		0.3W以下	1／2		
	番 制 組 作 設 備	3／4 〔デジタル撮像装置、デジタル記録・再生 装置については、在京キー局と在阪準 キー局を対象外とする。〕	3／4 〔すべての設備について、在京キー局と在阪準 キー局を対象外とする。〕	4／5 〔すべての設備について、在京キー局と在阪準 キー局を対象外とする。〕	
不 動 産 取 得 税	3／4			廃止	

デジタル送受信装置（中継局）



番組制作設備



過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長

過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長

過疎地域における税制特例措置は、議員立法である過疎地域自立促進特別措置法において具体的措置内容が規定されているものであり、過疎市町村が企業誘致に当たって提示できる数少ない有効なインセンティブとして、企業や旅館等の立地促進、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大に資するものである。

○ 過疎地域における特別償却制度

1 現行制度概要

過疎地域内で個人又は法人が製造業等の事業の用に供する設備等を新增設した場合、特別償却が認められる。

・対象設備

設備\業種	製造業	旅館業	コールセンター
建物、付属設備	○	○	○
機械、装置	○	×	○

・特別償却率 建物、付属設備 6/100 機械、装置 10/100

・取得価額 2,000万円超

2 改正内容

適用期限を2年延長。

(参考) 現行適用期限 改正適用期限
所得税・法人税: 平成23年 3月31日 → 平成25年 3月31日

○ 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例

1 現行制度概要

過疎地域外にある建物等の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡による譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める特例措置。

2 改正内容

適用期限を3年延長。

(参考) 現行適用期限 改正適用期限
所得税: 平成23年12月31日 → 平成26年12月31日
法人税: 平成23年 3月31日 → 平成26年 3月31日

地方議会議員年金制度の廃止に伴う税制措置

- 地方議会議員年金制度の廃止後（平成23年6月1日以降）には、廃止時に既に議員を退職している者及び廃止時に現職である議員に対して、経過措置として、制度廃止後に存続する地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）からの年金・一時金の支給を継続。



年金・一時金の給付及び共済会に係る下記の税制措置を、制度廃止後において継続する措置を講ずる。

年金・一時金の給付に係る税制措置

種類		税制措置の内容
国税	所得税①	退職一時金（加算して支給されるものを含む。）を退職手当等とみなし、退職所得控除の対象とする税制措置（所得税法第31条）
	所得税②	退職年金を公的年金等とし、公的年金等控除の対象とする税制措置（所得税法第35条）
	所得税③	公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金（加算して支給されるものを含む。）について非課税とする税制措置（地共済法第168条）
地方税	個人住民税（所得割）①	退職一時金（加算して支給されるものを含む。）を退職手当等とみなし、退職所得控除の対象とする税制措置（地方税法第32条、第313条） ※国税影響
	個人住民税（所得割）②	退職年金を公的年金等とし、公的年金等控除の対象とする税制措置（地方税法第32条、第313条） ※国税影響
	個人住民税（所得割）③	公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金（加算して支給されるものを含む。）について非課税とする税制措置（地共済法第168条） ※国税影響

・差押禁止措置

（国税徴収法第77条、地方税法第48条・第331条（※国税影響））

地方議会議員共済会に係る税制措置

種類		税制措置の内容
国税	所得税	共済会が支払いを受ける利子等については、所得税を課さない税制措置（所得税法第11条）
	法人税	共済会の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得等については、法人税を課さない税制措置（法人税法第7条）
	登録免許税	共済会が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない税制措置（登録免許税法第4条）
	消費税	共済会を、国及び地方公共団体と同様の取扱いとする税制措置（消費税法第60条）
地方税	法人住民税（利子割）	共済会が支払いを受ける利子等については、法人住民税（利子割）を課さない税制措置（地方税法第25条の2）
	法人事業税	共済会の所得で収益事業に係るもの以外のもの等について法人事業税を課さない税制措置（地方税法第72条の5、第72条の6）
	固定資産税	共済会が所有し、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課さない税制措置（地方税法第348条）
	都市計画税	共済会が所有し、使用する事務所及び倉庫に対しては、都市計画税を課さない税制措置（地方税法第702条の2）

平成 23 年度税制改正大綱（抜粋）

I 国税

1 「光の道」推進税制（公共アプリケーション利活用促進税制）の創設 〔法人税〕

4. 法人課税

（6）その他の租税特別措置等

〔国税〕

（新設）

- ① 中小企業者で青色申告書を提出する法人のうち電気通信事業を営むものが、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、電気通信基盤充実臨時措置法の認定計画に基づき、条件不利地域内にある公共施設に設置する公共アプリケーションサービスを提供するための一定の設備の取得等をした場合には、その取得価額の 15% の特別償却ができる措置を講じます。

2 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長〔所得税、法人税〕

4. 法人課税

（6）その他の租税特別措置等

〔国税〕

- ⑫ 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行います（所得税についても同様とします。）。

ロ 過疎地域に係る措置の適用期限を 2 年延長します。

3 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長 〔所得税、法人税〕

4. 法人課税

（6）その他の租税特別措置等

〔国税〕

- ②④ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長します（所得税についても同様とします。）。

4 地方議会議員年金制度の廃止に伴う税制措置〔所得税、法人税、登録免許税、消費税、国税徴収法〕

2. 個人所得税

(6) その他

〔国税〕

⑧ 地方議会議員年金制度の廃止に伴い、所要の法律改正を前提に、次の措置を講じます。

イ 経過措置として支給される給付については、次のとおりとします。

(イ) 退職年金については、公的年金等控除の対象とするとともに、国税徴収法に規定する「給料等」として、一定額までの差押えを禁止します。

(ロ) 退職一時金（加算して支給されるものを含みます。）については、所得税法に規定する「退職手当等」とみなすとともに、国税徴収法に規定する「退職手当等」として、一定額までの差押えを禁止します。

(ハ) 遺族一時金（加算して支給されるものを含みます。）、公務傷病年金及び遺族年金については、所得税を課さないこととするともに、国税の滞納処分による差押えを禁止します。

ロ 地方議会議員共済会については、地方議会議員年金制度の廃止後においても引き続き所得税法別表第一（公共法人等の表）に掲げる法人とみなす経過措置を講じます。

3. 資産課税

(3) その他

〔国税〕

⑦ 地方議会議員年金制度の廃止に伴い、所要の法律改正を前提に、地方議会議員共済会が受ける登記に係る登録免許税について、同制度の廃止後においても引き続き登録免許税法別表第三（非課税登記等の表）に掲げる登記とみなす経過措置を講じます。

4. 法人課税

(7) その他

〔国税〕

③ 地方議会議員年金制度の廃止に伴い、所要の法律改正を前提に、地方議会議員共済会について、同制度の廃止後においても引き続き法人税法別表第二（公益法人等の表）に掲げる法人とみなす経過措置を講じます。

5. 消費課税

(3) その他

〔国税〕

- ⑤ 地方議会議員年金制度の廃止に伴い、所要の法律改正を前提に、地方議会議員共済会について、同制度の廃止後においても引き続き消費税法別表第三に掲げる法人とみなす経過措置を講じます。

Ⅱ 地方税

1 地域 ICT サービスを提供するために必要な電気通信設備に係る課税標準の特例措置の見直し・延長〔固定資産税〕

3. 資産課税

(2) 租税特別措置等

〔地方税〕

(拡充・延長等)

〈固定資産税・都市計画税〉

- ⑤ 地方公共団体に対し総合行政ネットワークを介して電子申請等の行政サービスを提供するために取得された一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の3年間価格の4分の3（現行3分の2）とし、対象を資本金の額又は出資金の額が1億円以下の電気通信事業を営む者が取得する公共性を有する業務に資する電気通信システムを構成する一定の電気通信設備とした上、その適用期限を2年延長します。

2 地上放送施設デジタル化促進に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長〔固定資産等、不動産取得税〕

3. 資産課税

(2) 租税特別措置等

〔地方税〕

(廃止・縮減等)

〈固定資産税・都市計画税〉

- ⑩ テレビジョン放送事業者が取得した地上放送デジタル化のための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行い、その適用期限を3年延長した上、廃止します。

イ 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得した空中線電力が0.3ワット超の一定の中継局に係る課税標準を最初の5年間価格の2分の1（現行4分の3）とします。

ロ 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得した番組制作設備に係る課税標準を最初の5年間価格の5分の4（現行4分の3）とします。

ハ 対象から一定の放送事業者に係る番組制作設備を除外します。

〈不動産取得税〉

②⑥ テレビジョン放送事業者が取得した地上放送デジタル化のための設備の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。

3 地方議会議員年金制度の廃止に伴う税制措置〔個人住民税、法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、徴収関係〕

2. 個人所得税

(6) その他

〔地方税〕

〈個人住民税〉

⑤ 地方議会議員年金制度の廃止に伴い、所要の法律改正を前提に、次の措置を講じます。

イ 経過措置として支給される給付については、次のとおりとします。

(イ) 退職年金については、公的年金等控除の対象とするとともに、一定額までの差押えを禁止します。

(ロ) 退職一時金（加算して支給されるものを含みます。）については、退職手当等とみなすとともに、一定額までの差押えを禁止します。

(ハ) 遺族一時金（加算して支給されるものを含みます。）、公務傷病年金及び遺族年金については、個人住民税を課さないこととするとともに、地方税の滞納処分による差押えを禁止します。

ロ 地方議会議員年金制度の廃止後においても引き続き地方議会議員共済会が支払を受ける利子等については、利子割を課さないこととする経過措置を講じます。

3. 資産課税

(3) その他

〔地方税〕

① 地方議会議員共済会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、所要の法律改正を前提に、地方議会議員年金制度の廃止後も存続する地方議会議員共済会について、引き続き非課税措置を講じます。

4. 法人課税

(7) その他

〔地方税〕

② 地方議会議員年金制度の廃止に伴い、所要の法律改正を前提に、地方議会議員共済会について、同制度の廃止後においても引き続き収益事業に係るものの以外のものに対して非課税とする経過措置を講じます。

〔今後の検討事項〕

郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に
支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設

9. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

- (6) 郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、消費税を含む税制の基本的な考え方等に基づき、国会や与党におけるこれまでの議論、「郵政改革の基本方針」（平成 21 年 10 月 20 日閣議決定）等に沿った検討も踏まえつつ、ユニバーサルサービスの担保等のための政策のあり方の観点から、引き続き所要の検討を行います。

※ 項目名（太字ゴシック体）については総務省において補ったもの。